

愛媛県地域防災計画の修正について

(風水害等対策編、地震災害対策編、津波災害対策編、
原子力災害対策編)



目次

1 愛媛県地域防災計画について

2 地域防災計画修正の背景

3 主な修正内容

○国の防災基本計画の修正に伴うもの

(1) 災害対策基本法、災害救助法等の関係法令の改正を踏まえた修正

(2) 令和6年能登半島地震を踏まえた修正

(3) その他、最近の施策の進展等を踏まえた修正

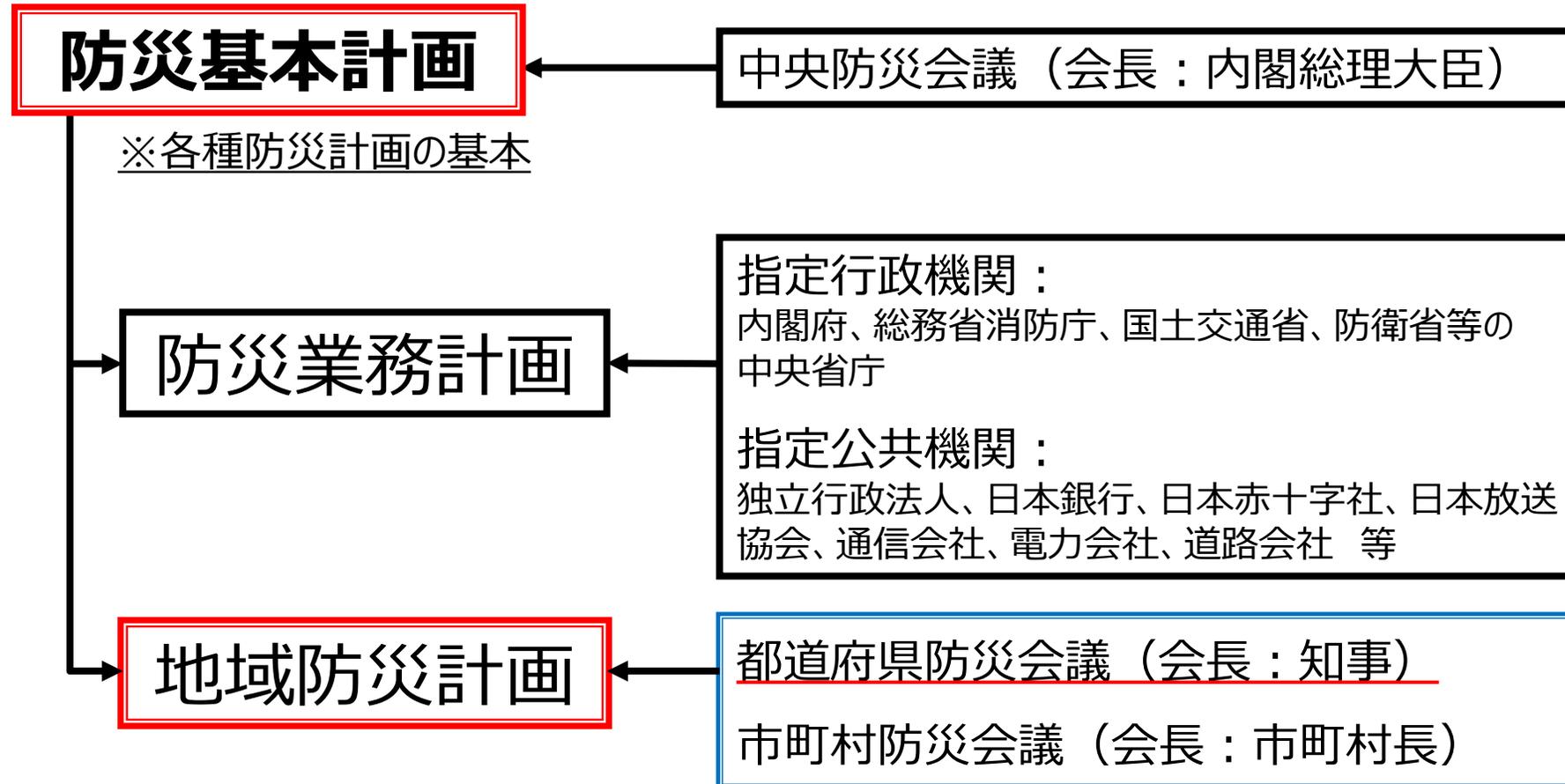
1 愛媛県地域防災計画について

【災害対策基本法 第40条】

- 都道府県防災会議は、防災基本計画に基づき、地域防災計画を作成しなければならない。
- 地域防災計画に毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正しなければならない。
- 地域防災計画は、県域に係る防災に関し、県や当該地域に係る国の機関、市町及び公共機関等の、防災対策上処理すべき事務又は業務を広く定め、これらの総合的運営を図る基本計画

1 愛媛県地域防災計画について

災害対策基本法における防災計画の体系



1 愛媛県地域防災計画について

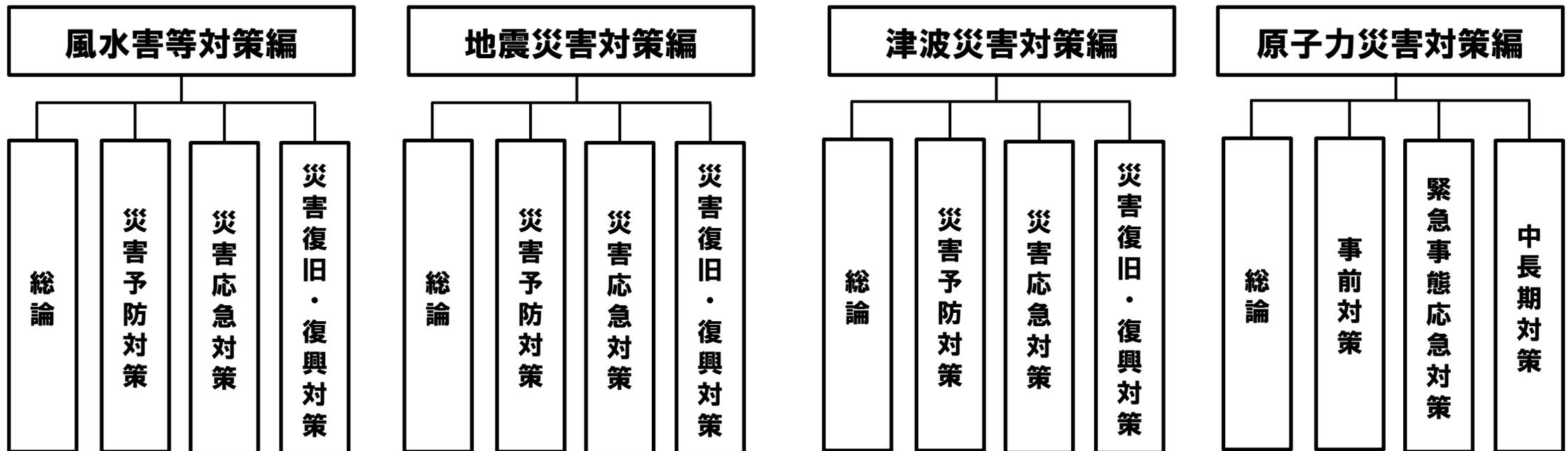
大きく4つの編（風水害等対策編、地震災害対策編、津波災害対策編、原子力災害対策編）で構成されており、各編以下の4つのパーツで構成

第1編 総論・・・・・・・・・・・・・・共通的な事項をまとめたもの

第2編 災害予防対策・・・・・・・・事前対策

第3編 災害応急対策・・・・・・・・発災後の応急的な対策

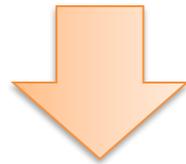
第4編 災害復旧・復興対策・・・・復旧・復興に向けた中長期的な対策



2 地域防災計画修正の背景

国の防災基本計画の修正（R7.7）

- （1）災害対策基本法、災害救助法等の関係法令の改正を踏まえた修正
- （2）令和6年能登半島地震を踏まえた修正
- （3）その他、最近の施策の進展等を踏まえた修正



県の地域防災計画に適切に反映することで、

- 県・国・市町・関係機関等の『オール愛媛』体制で地域全体の防災力向上
- 大規模災害対策の充実・強化

3 主な修正内容 国の防災基本計画の修正に伴うもの

(1) 災害対策基本法、災害救助法等の関係法令の改正を踏まえた修正

①被災者支援の充実（第3編 災害救助法の適用、第4編 罹災証明書の交付（ほか）

- 救助法事務に福祉サービスを追加し、要配慮者支援の更なる充実を図る
- 罹災証明書を遅滞なく交付するため、システムを最大限活用
- 物資の備蓄状況を年に1回、広く住民に公表

福祉サービスの提供が災害救助法の対象に追加

実施機関	担当する救助事務
市町長 (原則県から委任)	1 避難所の設置 2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 4 医療及び助産（救護所における活動） <u>5 福祉サービスの提供</u> <u>6</u> 被災者の救出 <u>7</u> 被災した住宅の応急修理 <u>8</u> 学用品の給与 <u>9</u> 埋葬 <u>10</u> 死体の捜索及び処理 <u>11</u> 障害物の除去
県知事 (原則県が実施)	1 応急仮設住宅の供与 ※愛媛県応急仮設住宅建設ガイドラインに定められた役割分担に基づき、県及び市町が業務を実施。市町は補助機関として業務に当たる。 2 医療及び助産（DMATの派遣など）

デジタルを活用した被害認定調査の効率化（能登半島地震）



3 主な修正内容 国の防災基本計画の修正に伴うもの

(1) 災害対策基本法、災害救助法等の関係法令の改正を踏まえた修正

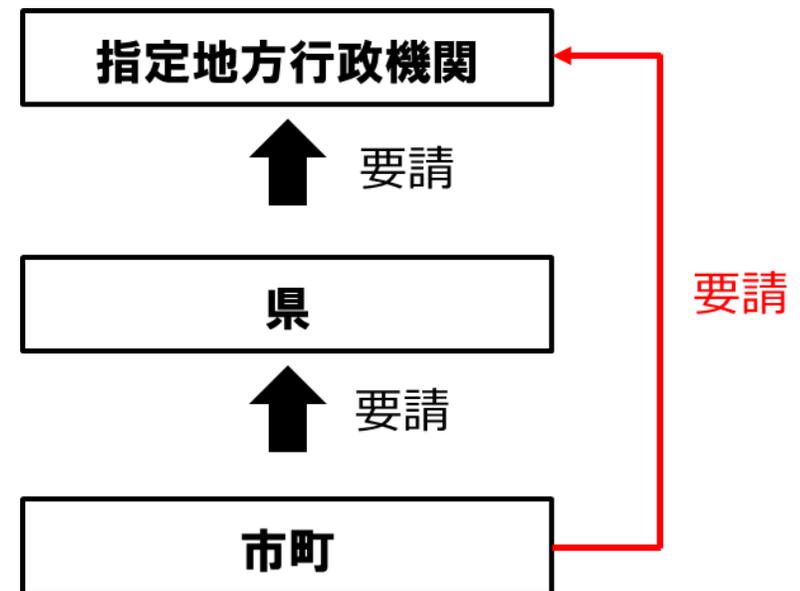
② 国による災害対応の強化 (3編 応援協力活動)

- 愛媛行政監視行政相談センターを指定地方行政機関に追加
- 地方公共団体の要請を待たない、国の応援の実施
- 県からの要請を待ついとまがない場合は、市町から指定行政機関への直接の応援要請を実施

国による物資のプッシュ支援 (珠洲市 物資拠点)



市町から指定地方行政機関への応援要請が可能



3 主な修正内容 国の防災基本計画の修正に伴うもの

(2) 令和6年能登半島地震を踏まえた修正

① 被災者支援の充実 (3編 指定避難所等の設置及び避難生活)

- 適温の食事が提供できるよう、炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具や食料を確保
- 快適なトイレ・健康のための入浴施設の設置状況等の把握及び必要な措置
- 国のデータベースを活用したキッチンカー・トイレカー・トレーラーハウス等による食事・生活用水の確保・福祉的支援の実施

避難所環境の状況把握体制の構築・更なる充実

トイレカーの設置 (輪島市)



自衛隊による入浴支援 (珠州市)



キッチンカーによる食事支援 (宝達志水町)



3 主な修正内容 国の防災基本計画の修正に伴うもの

(2) 令和6年能登半島地震を踏まえた修正

②保健医療福祉支援の体制・連携強化（2編 医療救護体制の確保）

- 災害時における保健医療福祉の連携強化に向けた国、自治体、保健医療福祉活動チームの連携体制の構築や共通認識の醸成
- 保健師等チームの迅速な派遣・受入れが可能となる体制の整備

保健医療福祉一体となった支援（石川県庁 支援団体会議室）



保健師による避難者の健康管理（珠州市）



3 主な修正内容 国の防災基本計画の修正に伴うもの

(2) 令和6年能登半島地震を踏まえた修正

③官民連携や人材育成の推進 (2編 地域における自主防災活動の推進、災害救援ボランティアの養成・登録等)

- 避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保
- 登録被災者援護協力団体 (NPO法人等) との平時からの連携強化に努め、活動環境を整備

能登半島地震における官民連携の事例

民間団体による避難所支援 (珠洲市)



NPO法人による学校の早期再開支援 (珠洲市)



3 主な修正内容 国の防災基本計画の修正に伴うもの

(2) 令和6年能登半島地震を踏まえた修正

④ インフラ・ライフラインの復旧迅速化等 (3編 上下水道施設、2編 飲料水等の確保)

- 上下水道一体となった復旧対応
- 井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用

水道管の修復作業 (七尾市)



下水道の緊急点検 (珠洲市)



3 主な修正内容 国の防災基本計画の修正に伴うもの

(3) 最近の施策の進展等を踏まえた修正

① 火の取扱いの周知(2編 林野火災消防計画の確立)

○効果的な手法やタイミングでのSNS等の各種媒体による火の取扱いの周知を追加

② 消火活動の連携強化、車両・資機材の整備 (2編 林野火災対策用資機材の整備)

○熱源探査装置を含む空中消火用資機材を整備

【参考：今治林野火災を踏まえた愛媛県独自の取組】

愛媛県林野火災アラートの新設

延焼しやすい
3つの悪条件

- ・ 降雨が少ない状況
- ・ 乾燥
- ・ 強風



第1段階
愛媛県林野火災警戒アラート

第2段階
愛媛県林野火災特別警戒アラート

県民の皆様にご注意喚起

消防・自衛隊による消火活動（今治市林野火災）

